(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護，個人における情報の管理や発信に関する責任について，法令と関連付けて扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について，地域の実例などを取り上げて扱うこと。また，業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，生徒が主体的に課題を設定して，情報を集め分析し，課題の解決に向けてモデル化，シミュレーション，プログラミングなどを行い，情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え，協議する演習などを行うこと。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，看護の見方・考え方を働かせ，健康に関する事象を，当事者の考えや状況，疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に着目して捉え，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な看護と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

(2) 看護に関する各学科においては，「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 看護に関する各学科においては，原則として看護科に属する科目に配当する総授業時数の10分の５以上を実験・実習に配当すること。

(4) 地域や保健医療福祉機関，産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(5) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 看護に関する課題について，疾患，治療，生活状況などを把握するとともに当事者の思いを傾聴するなど，多面的な情報を集めて分析し，解決策の考察や協議を経て当事者への支援を行い，その結果を踏まえた振り返りを重視する学習活動を充実すること。また，これらの活動を通して，言語活動の充実を図ること。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう工夫すること。

3　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止などの指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。